

三重県立桑名北高等学校令和5年度生徒向け昼食販売に係る 企画提案コンペ 参加仕様書

1 事業名

三重県立桑名北高等学校令和5年度生徒向け昼食販売

2 業務内容

別紙『令和5年度「生徒向け昼食販売」仕様書』に基づく昼食販売

令和5年4月11日から令和6年3月18日までの期間中で本校が指定する日
なお販売は、販売事業者2業者が隔週で行うことを基本とします

3 参加者及び落札者に必要な資格

本県桑名市内に本店又は支店を有し、次に掲げる条件をすべて満たした者
とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 販売事業者として保健所等への営業届出・手続きがなされている個人・法人であること。
- (7) 令和5年度「生徒向け昼食販売」仕様書に示されている諸条件に同意できる個人・法人であること。

4 参加申し込みの方法

- (1) 参加を希望される方は、令和5年度「生徒向け昼食販売」参加申込書（様式1）と次の書類等を桑名北高等学校事務室に提出してください。なお、提出していただいた書類等について説明をお願いする場合があります。
 - ・販売する昼食の商品名及び金額（商品チラシ・メニュー等）（消費税込）
 - ・商品に使用する容器包装等の実物
 - ・生ごみとして発生が見込まれるものの品名
 - ・販売形態
 - ・保健所等への営業届出・手続きが行われていることが確認できる書面の写
- (2) 提出期限 令和4年12月2日（金）12時まで（必着）

5 販売事業者の選定

(1) 提出していただいた書類等をもとに、選定委員会を開催し、次の評価基準により総合的に評価して販売事業者を選定します。※プレゼンテーションは実施しません。

応募された方が多数となった場合には、選考会（模擬販売）・くじ引きにて販売事業者を決定することもあります。

(2) 優秀提案を選定するための評価基準

- ・販売する商品は本校販売基準を満たしているか
- ・販売価格は適切か
- ・販売における衛生面での対策、特に新型コロナウイルス感染症対策は適切か
- ・ごみ等の対策は適切か
- ・適切に販売ができるか

(3) 令和4年12月6日（火）までに販売事業者を決定し、参加者に対し結果通知（郵送）をします。

6 販売事業者との覚書の締結

販売事業者と条件を協議のうえ、覚書を締結します（期間：令和5年4月11日～令和6年3月18日まで）。

なお、覚書締結時には、次の書類を令和4年12月9日（金）までに各1部提出してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 令和5年度「生徒向け昼食販売」仕様同意書

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 三重県立桑名北高等学校に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県立桑名北高

等学校と協議を行うこと。

9 本募集の内容についての質問の受付及び回答

本募集に関する質問がある場合は、「質疑応答表」(様式2)を提出してください。

- (1) 質問の受付期間 令和4年11月22日(火)12時まで
- (2) 質問方法 **FAX**(0594-29-3620)
- (3) 質問への回答 令和4年11月25日(金)16時まで、質問者あて**FAX**で回答します。

10 その他

- (1) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。また、提出のあった各書類等については、返却しません。
- (2) 提出された各書類等については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。

11 書類の提出先及び問い合わせ先

〒511-0808 三重県桑名市大字下深谷部字山王2527
三重県立桑名北高等学校 事務室(片山)

TEL: 0594-29-3611

FAX: 0594-29-3620